

令和 5 年度東海北陸厚生局係長級職員（一般職相当）採用 選考案内

東海北陸厚生局では、厚生分野での政策の実施等を担う係長級職員（一般職相当）を募集します。
これまで培った経験やスキルを活かし、国民のいのちと暮らしを守る厚生労働行政に携わる熱意をもった皆さんの応募をお待ちしています。

1 選考の日程

受付期間	令和 5 年 6 月 5 日（月）～6 月 19 日（月）の受信有効 ※ 電子メールのみによる受付 ※ 提出書類：身上申立書、職務経歴書、小論文
第 1 次選考結果通知日 ※書類選考	令和 5 年 6 月 28 日（水） ※ 当日 20 時までに電子メールで通知します（不合格の場合は通知しません）。
第 2 次選考日 ※面接選考	令和 5 年 6 月 30 日（金）～7 月 7 日（金） ※ 原則上記の間で実施します（土日を除く）。
最終選考結果通知日	令和 5 年 7 月 14 日（金） ※ 第 2 次選考受験者全員に、合否について当日 20 時までに電子メールで通知します。

2 採用予定人数

若干名

3 採用予定日

原則として、令和 5 年 8 月 1 日以降となります。

本人の希望等を考慮します。

4 応募資格

(1) 応募資格

大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及びこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、令和 5 年 6 月 1 日現在で、次のいずれかの職務経験を有する者

- ① 大学を卒業した者は 9 年以上
- ② 短期大学又は高等専門学校を卒業した者は 11 年以上
- ③ 高等学校を卒業した者は 13 年以上

（注意事項）

上記応募資格に定める要件について虚偽の申告があった場合には、受験、採用内定及び採用が無効になることがあります。

(2) 応募できない者

次のいずれかに該当する者は応募できません。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5 求める人材

- 公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- 困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力、表現力その他総合的な能力を有する者
- 適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有する者
- 職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者
- 採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者

6 勤務地

東海北陸厚生局本局（愛知県名古屋市）又は事務所（富山市、金沢市、岐阜市、静岡市及び津市に所在）の勤務となります。

7 第 1 次選考

(1) 選考方法

① 経歴評定

職務経歴書（様式 2）により、応募資格の審査を行います。また、職歴等に関して職務に有用な経験等の有無についての評価を行います。

② 小論文試験

小論文（様式 3）により、係長級職員として業務遂行に必要な能力、適性等を有しているかどうかの選考を行います。

(2) 選考結果

令和 5 年 6 月 28 日（水）に、申込時に使用された電子メールアドレス宛に電子メールにて通知します（不合格者に対しては通知しません）。

なお、電子メールについては、当日の 20 時までに通知します。

8 第 2 次選考

(1) 選考方法

第 1 次選考通過者に対して、次のとおり行います。

選考日	令和5年6月30日（金）～7月7日（金） ※ 原則上記の間で実施します。
実施方法	主として人物について、個別面接の方法で行います。

※ 第2次選考の実施日及び会場等については、第1次選考通過者に対して、第1次選考通過の通知と併せてお知らせします。

(2) 選考結果

令和5年7月14日（金）に、受験者全員に対して、申込時に使用された電子メールアドレス宛に電子メールにて通知します。

なお、電子メールについては当日の20時までに通知します。

第2次選考通過者（最終合格者）には、電子メールでの通知の他、追って文書にて通知します。

9 給与

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

例えば、大学卒業後、勤務経験が9年で採用された場合は、月額が26.6万円程度（採用1年度目）となります（勤務経験などにより異なります）。

また、この場合の年収は、採用1年度目で396万円程度、採用2年度目で445万円程度となります（注）。

（注）

- 令和5年8月1日に採用された場合の公募時点の給与水準による試算。
 - 月額は俸給、地域手当の合計。
 - 年収は俸給、地域手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）の合計（扶養手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当を除く）。
- なお、諸手当の支給額等については、次のとおりです。
- 扶養手当：扶養親族のある者に月額10,000円（子）等
 - 地域手当（名古屋市内に勤務する場合）：俸給等の15%
 - 住居手当：賃貸アパート等に住み、家賃を支払っている者に、月額最高28,000円
 - 通勤手当：交通機関を利用している者等に、定期券相当額（1か月当たり最高55,000円）等
 - 期末手当・勤勉手当：1年間に俸給等の4.40か月（令和4年度実績）

10 勤務時間等

勤務時間は、原則として1日7時間45分で、土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇（年20日（4月1日採用の場合、採用の年は15日））。残日数は20日を限度として翌年に繰越しのほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引・ボランティア等）、介護休暇等があります。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

11 申込方法

以下のとおり電子メールによる受付のみとします。郵送や持参による申込は受け付けませんので、ご注意ください。

受付期間	令和5年6月5日（月）～6月19日（月）の受信有効 ※ 電子メールのみによる受付 ※ 6月20日（火）0時以降に電子メールの受信があった場合には、受付は無効となりますので注意してください。
必要書類	① 身上申立書（様式1） ② 職務経歴書（様式2） ③ 小論文（様式3） ※ 身上申立書（様式1）と職務経歴書（様式2）は同じファイルの別シートにあります。 ※ <u>必要書類を電子メールで提出する際は、ファイル名をそれぞれ「【氏名】身上申立書・職務経歴書」、「【氏名】小論文」としてください。</u> (例) 【厚生太郎】 身上申立書・職務経歴書、【厚生太郎】 小論文
申込方法	申込は、上記の必要書類①～③を必ず添付の上、以下の電子メールアドレス宛に送付してください。 また、電子メールを送付する際には、件名に「係長級職員選考採用試験」と記載願います。 ■ 申込先電子メールアドレス tkkousei063-s@mhlw.go.jp

12 個人情報の管理について

個人情報については、個人情報の保護に関する法律に従い適正に管理します。

13 問い合わせ先

東海北陸厚生局総務課庶務係（係長級職員採用選考担当）

電話 052-971-8831（代表）

※ 問い合わせは電話にて9:00～17:00（土・日曜日及び祝日等の休日、年末年始は除く）の間をお願いします。